

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の策定及び障害児に係る実態調査の実施等について

京都市では、平成25年3月に策定した「支えあうまち・京都ほほえみプラン」及び平成27年3月に策定した「第4期障害福祉計画」に基づき、総合的な障害者施策の推進に取り組んでまいりました。

この度、2つの計画の計画期間が終了することから、平成28年6月に改正された「児童福祉法」に基づき、策定が義務付けられた「第1期障害児福祉計画」と合わせて、ライフステージに応じた切れ目のない障害施策を推進するために「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」（以下「計画」という。）を策定しました。

また、本プランの策定に当たり、誰にでもプランの内容が理解できるよう、漢字にルビをふるだけでなく、難しい言葉をわかりやすく言いかえることや、イラストも合わせて使用した「わかりやすい版」を作成しております。

なお、平成30年度においては、障害児支援に関する実態把握の調査を実施し、その結果を調査・分析したうえで、今後の施策について、引き続き検討してまいります。

1 計画の概要

（1）基本方針

「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」

（2）施策目標

基本方針に基づき、以下の5つの施策目標を設定

ア お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

イ 地域で自立して生活できる仕組みづくり

ウ 安心して生活できる社会環境の整備

エ 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

オ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

（3）重点目標

各施策を横断し、すべてを貫く重要な視点として、以下の4つの重点目標を新たに設定

ア 「重複障害」や「はざま」への適切な対応など、複合的支援を充実します。

イ 障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します。

ウ 地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します。

エ 特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します。

(4) 第1期障害児福祉計画（計画の該当ページ：P42～，P52，P53）

- ・ 「早期発見・早期支援」，「特性や状況に応じた支援の提供」，「相談・支援・連携体制の強化」，「一人一人のニーズに応じた教育の推進」の4つの視点から施策を推進していくことを記載
- ・ 国の基本指針に沿いながら，必要な提供体制及びサービスの見込み量等について，これまでの実績や地域の実情を考慮しながら，平成32年度末までの目標を設定するとともに，これらの目標に加え，国の指針に沿って，子ども・子育て支援等の定量的な目標として，「保育所（認定こども園を含む）」，「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」，「地域型保育事業」に通う児童のうち，障害児にかかる数値を設定

【参考】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は，障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて，障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し，都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で，子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう，保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

2 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間

※ 障害福祉計画及び障害児福祉計画については，3年毎の策定が義務付けられているため，3年後の平成33年度（2021年度）には改定を行い，それに併せて全体の中間見直しを行います。

3 障害児支援に係る実態把握

平成30年度においては，障害児支援に関する実態把握の調査を実施し，その結果を調査・分析したうえで，今後の施策について検討します。

調査の実施に当たっては，「京都市はぐくみ推進審議会」を含む関係機関に御意見を伺うなど，効果的な支援につながるものとなるよう実施してまいります。